

### 保険課からのお知らせ

シリーズ「国保のおはなし」

## 国保税率の改定と 国保税の算定方法について



市では、昨年末の国民健康保険運営協議会からの答申内容に基づき、3月議会で国民健康保険税率例の一部改正を行い、平成23年度保険税率を改定しました。

今月号では、国保税の算定方法について説明します。

### 国保税の算定方法

国保税は、次の3つの区分について税額を算定します。

「医療分」：加入者の方が医療機関等を受診された時の医療費等を支払うために使われます。

「後期高齢者支援金分」：後期高齢者医療制度への支援金を支払うために使われます。

「介護分」：40～64歳までの加入者の方の介護保険料を支払うために使われます。

国保税の計算は、3つの区分それぞれに必要な見込額から、国や県からの負担金等の収入を差し引きして、被保険者に負担を求める「国保税総額」を求めます。

この総額を被保険者の支払う能力に応じた負担である「応能割」と、受益に応じた負担である「応益割」に按分し、それぞれの税率を定めます。

本市では「応能割」として、被保険者の所得に対して賦課する「所得割」と被保険者の固定資産税に対して賦課する「資産割」を、「応益割」として、被保険者の人数分だけ賦課する「均等割」と世帯ごとに賦課する「平等割」を採用しています。

なお、資産割については、昨年度に引き続いて段階的に縮小しています。

今回改定した税率に基づき計算した「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の合計金額が各世帯の国保税の賦課額となります。

平成23年度 国保税の税率一覧表

	医療分 (A)	後期高齢者支援金分 (B)	介護分 (C) (40～64歳の被保険者のみ)
① 所得割	基準総所得金額×6.7%	基準総所得金額×2.3%	基準総所得金額×1.8%
② 資産割	固定資産税額×8.4%	固定資産税額×2.8%	固定資産税額×2.5%
③ 均等割	被保険者一人あたり 24,300円	被保険者一人あたり 8,100円	被保険者一人あたり 8,200円
④ 平等割	一世帯あたり 19,800円	一世帯あたり 6,600円	一世帯あたり 4,500円
保険税	①+②+③+④	①+②+③+④	①+②+③+④
最高限度額	年間51万円	年間14万円	年間12万円

※基準総所得は前年中の所得から33万円を引いた金額です。

### 保険課からのお知らせ

## 国民年金からのお知らせ



### 国民年金保険料の 追納制度について

国民年金保険料の免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間がある場合は、将来支給される老齢基礎年金が減額されます。

そのため、国民年金には10年以内であれば、遡って保険料を納める「追納制度」があります。追納されると、全額納付した場合と同じ年金額を受けることができます。満額の老齢基礎年金を受給するためにも、追納をお勧めします。

なお、追納する保険料は、保険料の免除を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じて決められた加算率を乗じて得た額が加算されます。

### 新しい税率と モデル試算



新しい税率での国保税の計算例は、次の①、②のようになります。

平成23年度の国保税額の詳細については、6月に送付する納税通知書にてお知らせします。

また、国が定める基準所得を下回る世帯については、所得に応じて国保税のうち均等割と平等割が軽減されます。この軽減判定には世帯主と世帯の国保加入者全員の所得申告が必要です。所得のない方も必ず申告をお願いします。

お問い合わせ  
市民部 保険課 (近江庁舎)  
☎52-6922 ☎52-8730

#### 計算例①



#### 50歳代の夫婦 2人世帯

総所得額 190万円  
(基準所得額157万円)  
資産税額 9万円

	医療分 (A)	後期高齢者支援金分 (B)	介護分 (C) (40~64歳の被保険者のみ)
①所得割	157万円×6.7% =105,100円	157万円×2.3% =36,100円	157万円×1.8% =28,200円
②資産割	9万円×8.4% =7,500円	9万円×2.8% =2,500円	9万円×2.5% =2,200円
③均等割	24,300円×2人 =48,600円	8,100円×2人 =16,200円	8,200円×2人 =16,400円
④平等割	19,800円	6,600円	4,500円
小 計	①+②+③+④ 181,000円	①+②+③+④ 61,400円	①+②+③+④ 51,300円
年間国保税額	(A)+ (B) +(C) 293,700円 (参考:平成22年度と比較して、約9%の増額)		

※100円未満切り捨て

#### 計算例②



#### 30歳代の夫婦 3人世帯 (夫・妻・子)

総所得額 350万円  
(基準所得額317万円)  
資産税額 0万円

	医療分 (A)	後期高齢者支援金分 (B)	介護分 (C) (40~64歳の被保険者のみ)
①所得割	317万円×6.7% =212,300円	317万円×2.3% =72,900円	
②資産割	0万円×8.4% =0円	0万円×2.8% =0円	
③均等割	24,300円×3人 =72,900円	8,100円×3人 =24,300円	
④平等割	19,800円	6,600円	
小 計	①+②+③+④ 305,000円	①+②+③+④ 103,800円	
年間国保税額	(A)+ (B) +(C) 408,800円 (参考:平成22年度と比較して、約16%の増額)		

※100円未満切り捨て

お問い合わせ  
日本年金機構  
彦根年金事務所 国民年金課  
☎0749-23-1114

年金相談についての  
お問い合わせは

**ねんきんダイヤル**  
**0570-05-1165**

(ナビダイヤル)

月~金曜日 8:30~17:15  
第2土曜日 9:30~16:00



「年金振込通知書」が  
送付されます

「年金振込通知書」は、年金を受給されているみなさんに対して、1年分の年金支払額等をまとめてお知らせするもので、毎年6月に日本年金機構から送付されます。

また、年金支払額等の金額に変更があった場合には、その都度、当月および次回以降の年金支払額等を記載した通知書が送付されます。